●新しい時代の都市づくりに向けて

都市政策ビジョン

Q&A

都市政策ビジョンとは

Q1 今、何故、都市政策ビジョンが必要なのか

A 都市づくりを行うに当たっての基本計画として「都市計画マスタープラン」があります。この計画は、着実な政策展開を行っていける安定性を持っている反面、策定時点での社会のあり方や人々価値観を背景とするため、その宿命として、固定的な内容とならざるを得ない部分を含むことになり、急速に変化する社会のありように即応することが難しいという側面を持っています。しかし、現在のような社会経済情勢が急速に変化している時代においては、着実な施策展開を行う安定性とともに、時代に即応できる柔軟性の両面を兼ね備えた仕組みが必要となっています。

また、現行の都市計画は、都市計画区域を対象としています。しかし、交通や通信の発達によって、通勤、通学、買い物などの生活圏域が広域化していますし、また、交通体系の整備や郊外での開発が進み、市街地と田園的な土地の境界が曖昧になってきており、従来都市の課題とされてきたことは都市計画区域の中だけでは収まらなくなってきました。加えて、これからの都市づくりにおいては、地域の文化を活かした歴史的な街並み形成、人々の交流によるまちづくり、福祉などと連携した住宅整備などが今まで以上に重要になってきています。したがって、これからの都市づくりを進めるに当たっては、これまでの都市計画

制度だけではカバーしきれない、都市部、農山村部といった区分を超えた取組や他分野と連携した取組が必要となっています。

さらに、地方分権が着実に進展しつつあり、これまでの中央への依存体質から脱却し、地方が自らの責任において、地域の実情に応じた施策を展開していく仕組みづくりが重要な課題となっています。

このため、従来の都市計画制度の枠組みに留まらない施策展開を図るとともに、長期的、総合的、部局横断的な取組を進める必要があることから、都市政策ビジョンという新たな政策方針を策定し、これらの要請に応えようとするものです。



すなわち、県の施策を変革期に対応して実効あるものにするため、他の行政部門や市町村、県民などとの連携を図りつつ、県民の生活環境の質を高めるための自律的な方針を立て、県の各部局や市町村なども、これを参照しながら徐々に個別の計画を変革した経済社会構造に即応させていくことを目指しています。

Q2 都市政策ビジョンの目標期間は

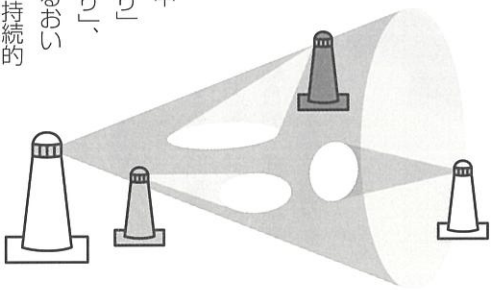
A 都市政策ビジョンは、長期的な社会経済の動向を見据えながら、都市づくりの方向性と、このために取り組むべき方策等を提案するものであり、いつまでにどうなるという定量的な目標を定めた計画ではありません。長期的な取り組みという意味で、概ね2050年頃を展望しています。

他計画(他施策)等との関係について

Q3 ビジョンは21世紀中頃を見据えてということだが、県の長期計画との整合は

A 長期計画は、将来を見据えた県政の基本的な方向性を示したものです。その下に都市計画をはじめ様々な部門別の計画が立てられ、それに従って行政が運営されています。

都市づくりに関してみれば、新潟県長期総合計画「新潟・新しい波」では、「ゆうゆうくらしづくり」の中の「都市における快適なくらしづくり」において、「ゆとりの住まいづくり」、「土地の有効利用」、「やさしさとうるおいのある都市空間の創出」を実現し、持続的発展を可能とするグレードの高い都市づくりを目指すこととしています。



しかし、都市政策の分野は、実現までに長期間を要するものが多いことから、少子高齢化の進行や経済の動向など時代潮流を的確にとらえつつ、都市計画決定の考え方や施設整備方針、ソフト面での仕組みづくりなどを、より長期の期間にわたる方向性として示す必要があります。

すなわち、都市政策ビジョンで長期的な視点での指針を示しつつ、長期計画によりその中の10年間について実効性を高めるため、他計画も含めた総合的な施策の計画的な推進を図っていくものと捉えています。

Q4 地域振興計画との関係はどう考えているのか

A 地域振興計画は、地域の視点で圏域の進むべき方向を明らかにし、地域の特性を加味した戦略テーマを設定して、県の施策展開を一体的・総合的に推進していく事業計画です。

一方、都市政策ビジョンは、都市政策の観点から、それぞれの都市づくりを進めるに当たっての方向性を示すものであ

り、地域振興計画との連携の下に、地域の個性を生かした特長ある都市づくりを進めていく際の羅針盤となるものと考えています。

Q5 戦略的社会資本整備プログラムとの関係はどう考えているのか

A 戦略的社会資本整備プログラムは、土木部が所管する社会資本の整備箇所を対象としたものであり、地域振興計画をもとに具体的に地域の振興を実現するため、効率性と透明性を確保しながら社会資本整備を進めていくことを目的とするものです。

これからの都市づくりを進めるに当たっては、都市政策ビジョンを参照しながら必要な社会資本整備を効果的に行う必要があります。この観点から、整備の優先度については、戦略的社会資本整備プログラムの中に位置づけて、効率的な整備を進める必要があると考えています。

Q6 都市政策ビジョンと都市計画区域マスタープランとの相違点は

A 都市政策ビジョンは、これからの都市づくりに対する基本的な方針を示し、今後の都市行政に新たな方向性を与えることを目的とした任意計画です。

一方、都市計画区域マスタープランは、ビジョンの基本的な方向性を踏まえ、およそ20年後の将来都市像を示し、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を県が定めるものであり、都市計画法に基づく法定計画です。

その主な内容は、土地利用や都市施設等に関する主要な都市計画の決定方針であり、具体の都市計画決定や開発許可、建築確認などの行政行為の判断基準となるものです。

また、マスタープランは、具体の都市計画の基本となる法定計画であるとともに、ビジョンの方針を具体的な都市計画につなげていく、重要なツールとして位置付けることができ、個別の都市計画の熟度に応じて、必要な事項を順次マスタープランに取り入れていくことになると考えています。

	都市計画区域マスタープラン	都市政策ビジョン
策定根拠	○法定計画 都市計画法に基づき策定するもの	○任意計画 新潟県が独自に策定するもの
対象範囲	○都市計画区域 県内では44都市計画区域（72市町村）が対象となる。	○県内全域 都市活動の及ぶ範囲全て。生活圏が広域化していることなどから、県内全域が対象となる。
前提条件	○都市計画制度の運用 用途地域の指定など、都市計画法に基づく都市計画制度を活用する。	○生活実態・土地利用実態に即した問題提起 里づくり計画など、既存の制度や枠組みに止まらず、新しい都市づくりの取組の方向性を提案できる。
記載内容	○法律により規定 記載することとされているのは次の3点。 ・都市計画の目標 ・区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 ・主要な都市計画の決定の方針	○都市づくり関連全て 仕組みづくり等についても記載する。 ・土地利用の方針策定の考え方 ・都市施設配置方針策定の考え方 ・パートナーシップの構築方法 ・伝統的建築物保存のデザイン手法　など
施策展開	○実施する確実性が高い都市施設を記載 既存計画により事業主体が明確であり、実現可能性が高いものを記載する。 ○土地利用の方向性を記載 用途地域内及び白地地域等における土地利用の方向性を記載する。	○取組の提案を記載 事業主体が明確でないもの、手法が確立されていないものを含み、今後取組の必要性が認められるものを記載する。新規事業も積極的に記載する。

Q7 具体の都市計画決定にどのように影響するのか

A 都市政策ビジョンは、進むべき基本的な方向性を示したものです。したがって、基本的には、具体の都市計画もこの方向に向かって進めていくべきと考えています。

但し、それぞれの地域・都市によって事情が異なるので、直ちに同じ方針で一律に進められるものではなく、それぞれの実情に応じて段階的に進めていくべきものと考えております。

県としては、具体的な都市計画を決める際には、常にビジョンの方向性を念頭に置いて考えていくこととしており、また、市町村の定める都市計画の同意に当たっても、同じ考えで判断していくことになりますが、地域の実情についても十分調整し、それぞれの案件ごとに判断していきたいと考えております。



Q8 都市部近郊集落地域や農山村地域の施策との関係は

A 都市部近郊集落地域は市街地に最も近い自然環境を備えた地域であり、この地域における農地を中心とした環境を守ることは、直接、都市の環境を守ることにつながります。また、都市及び都市部近郊集落地域の上流は農山村地域であり、水等の都市の環境を持続的に守っていくためには、農山村地域の環境を守る必要があります。

そこで、都市的土地利用と農地的土地利用のバランスを保つため、都市部近郊集落地域においてはコミュニティや活力を確保していく施策が重要であり、また、農山村地域における活力の維持を図るため、都市地域の政策と農山村地域の政策を、より強く連携させる必要があります。

都市政策ビジョンは、これらの総合的な取り組みのきっかけになるものと考えます。

Q9 農業関係の施策との関係は

A

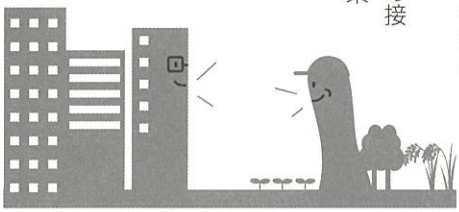
新潟県の大多数の都市に共通していえることは、市街地の周りがほとんど農地であり、かつ、集落地域が点在していることです。これまでの都市が拡大するいわゆる「都市化社会」の時代には、この周辺部の農地を利用して市街地や都市的土地利用が拡大してきました。

一方、農業サイドにおいては、自給率向上や経営基盤の強化を目指して、農地の基盤整備を積極的に推進してきました。

このため、従来から、都市と農地の接点の部分においては、都市関係の施策と農業関係の施策が緊密な調整のもとに推進されてきました。

しかし今後は、都市側の土地需要の減少が見込まれる反面、担い手不足や貿易自由化など農業を巡る厳しい情勢から、近郊農地の都市的土地利用への要請が強まってくることが予想されます。

この結果、都市と農地の接点となる部分の土地利用コントロールは、従来にも増して不安定要素を抱えることになり、農業関係の施策と、都市関係の施策は、なお一層連携を強めていくことが重要になるものと考えます。



都市政策ビジョンにおける県の役割

Q10 地方分権により、都市計画は市町村の役割が大きくなっているが、県は何をするのか（県の役割はなにか）

A

都市づくりは基本的には市町村が行うべきものであり、県としては、次の視点から、これからの都市づくりを進める上での政策提言を行いたいと考えております。

①今後のあるべき都市づくりの方向性を、全県的な見地から提案するという視点

②広域的な視点

③市町村間の連携を支援するという視点

具体的には、各市町村がビジョンに掲げる諸方策を実現するため、まちづくり条例の制定や新しい街なみの形成などの取組に際して、条例制定の支援や街づくりデザイナーの派遣など、積極的な支援を行っていこうとするものです。

また、県としても都市行政の枠にとどまらず、これと密接に関連する施策について関係部局と連携して、ビジョンの考え方に沿って進められるような体制を整えます。そして、ビジョンが実効性のあるものとなるよう、「大規模公共公益施設立地委員会（仮称）」による県立の公共施設の配置コントロールや、広域的な「まちづくり支援センター」の立ち上げなど、県として先導的に取り組める施策について積極的に推進したいと考えています。

将来都市像について

Q11 具体的な将来都市像を示さないのか

A

これまでは、人口の増加を背景とする拡大・拡張の時代であり、都市づくりの将来予測もこの拡大・拡張をベースとして考えることができました。

しかし、これからは、人口の減少、少子高齢化による世帯構造の変化、人々のライフスタイルの変化、産業の構造転換といった大きな変化が進んでいく時代であるため、将来の都市像を固定して示すことは非常に困難です。

従って、各地域、各地区が主体的にそれぞれの地域像を描き、自らの力でどのように実現していくのかということが重要になります。

都市政策ビジョンでは、都市づくりの方向性を提案し、具体的な都市像を描くための指針を提供するものです。

また、将来像を具体的に描こうとすると、即地的なものとなり、その地域にある様々な慣習・風習、あるいは法規制などに係わっていくことになります。

しかし、都市政策ビジョンは、県の任意計画であり、具体的な個別の事項に係わることは適切でないと考えています。

つまり、具体的な「都市像」を描くのは地域の住民であり市町村であることが基本で、ビジョンの中で県が示すものは、住民や市町村が「将来の都市像」を描くに当たって配慮すべき基本的な考え方に留めるべきものと考えています。

「コンパクトな都市」について

Q12 なぜ「コンパクトな都市」が必要なのか

A 少子高齢化が急速に進行し、かつ人口が減少していく時代を迎え、従来の拡大・拡張を前提とする都市の発展志向を方向転換し、居住性と機能性に優れた新たな都市づくりを進めていく必要が生じてきたためです。

具体的には、以下に例示するような都市づくりを目指すこととします。

①まちなか居住の推進や都市機能の再集積などによって、中心市街地の賑わいを取り戻すこと。

②身近な生活環境を改善するため、市街地の内部でも水と緑の環境を回復再生していくこと。

③社会資本整備のための投資余力が減少しているため、今後は既存市街地における社会資本ストックを有効に活用していくこと。

④環境負荷を軽減しつつ居住者の利便性を向上させるため、日常生活に必要な都市サービスを利用するための移動距離が少なくて済むような都市機能の集約を行うこと。

⑤過度の自動車交通依存から公共交通利用への転換を促進すること。

Q13 「コンパクトな都市」の具体的なイメージがわからない

A コンパクトとは面的に「市街地を小さくする」という意味ではありません。居住性と機能性に優れた都市環境を実現していくために「質の高い生活空間を充足し、中身を濃くする」ということです。

具体的には、豊かな緑が広がる環境の中で、車に過度に依存することなく、生活しやすいように住宅、学校、商店、福祉施設などが適切に配置された、歩いて暮らせる区域と、広域的、基幹的な医療、教育、商業、娯楽などの都市機能が集約した区域が結合、あるいは公共交通のネットワークで結ばれていること。また、中心都市とその周辺都市が適切な都市機能を役割分担しながらネットワークで結ばれていることをイメージしています。

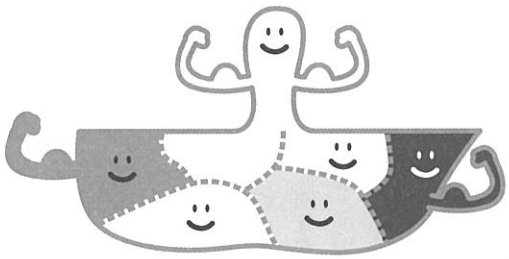
（例）

〈これまでの都市〉
・市街地に残存する低未利用地
・街なかの空きビル、空きオフィス→まちなか居住
・沿道開発による市街化スプロール→計画的な市街化
・大規模公共施設・商業施設の郊外立地→まちなかへの立地誘導

〈コンパクトな都市〉
→低未利用地の効果的活用

Q14 市町村合併により行政区域を拡大することになるが、「コンパクトな都市」は市町村合併の動きと相反するのではないか

A



「コンパクトな都市」とは、行政区域を小さくするという意味ではないので、市町村合併の動きと相反することはありません。

むしろ、市町村合併後にどのような都市づくりを目指せばいいのかを考える際の指針となるものです。

また、市町村合併を経た後も、全体的な人口減少が続き、公共投資に使える財源も少なくなっていくことが見込まれることから、合併によって新しい姿となった各市町村と県とが協力して最も効率的で、かつ、それぞれの地域にふさわしいまちづくりを模索していくことが必要となります。

その際に目指すべき共通の目標像としてイメージしているのが「コンパクトな都市」ということになります。

Q15 「コンパクトな都市」は、市街地の拡大を否定するのか

A

「コンパクトな都市」とは、単純に面的に小さくするという意味ではないので、市街地の拡大を一律に否定するものではありません。

ただ、都市のバランスある発展を図るためには、既成市街地内で相当額の投資をしながら利用されない土地が残っていたり、郊外で市街地として転用した農地が未利用地になったり、といった無駄を極力無くす必要があります。

そのためには、市街地周辺部の農地の維持保全、市街地内での水と緑のネットワークの形成、公共交通機関の路線網に近接した居住地の整備など、既成市街地の中身を濃くする方向での都市づくりが必要になるものと考えています。

Q16 コンパクトな都市づくりによって周辺部・農村部の切り捨てにならないか

A

都市政策ビジョンは、県土全体を対象として捉えており、経済状況や少子高齢化等に対応した生活空間づくりを進めるに当たっての、都市部及び農村部の共通課題に対する考え方を示すものです。

周辺部及び農村部との関係においては、歩いて暮らせる日常生活空間と広域的・基幹的な都市機能が結合、あるいは公共交通機関のネットワークで結ばれているということをイメージしていますので、公共交通機関のサービス等を利用できる地域であれば、周辺部の開発であってもよいと考えています。逆に、より質の高い田園環境を求めて移住したり、あるいはセカンドハウスを構えたりする需要も高まるものと思われるので、そのような開発が乱開発になり田園環境や田園風景を損なうことが無いように、里づくり計画の一環としておこなうなど、自然と調和した居住環境の整備に積極的に取り組む必要があると考えています。

諸方策について

Q17 掲げた諸方策を誰が推進していくのか

A

住民、市町村及び県がそれぞれの立場で推進に係わることとなります。都市づくりの主役は、地域住民であり、また住民の意向を受けて具体的に進めていくこととなる市町村です。

県としては、このビジョンでこれからの都市づくりに対する基本的な方針を提示するとともに、具体的に進めるに当たっての仕組みづくり・ルールづくりを行い、併せて公共施設のまちなか立地の推進など、自ら取り組める施策については、積極的に進めていくこととします。



Q18　例えば土地利用コントロールなど、県としては規制を強化していくつもりか

A

都市政策ビジョンは、各市町村がこれからの都市づくりを進めるに当たり想定される課題や問題を明示し、取り組むべき規制と誘導の方策を示しているものですので、県が一方的に規制強化を行うということではありません。

それぞれの市町村が、必要に応じて土地利用の規制・誘導を検討すべきと考えますが、県としても個々の市町村だけでは対応しきれない広域的な課題などについて、必要な規制等を検討することもあり得ると考えています。

Q19　土地利用コントロールの「里づくり計画」は、規制強化であり、地方分権や規制緩和の流れに逆行しているのではないか

A

制度的に市街地の形成は市街化区域、用途地域内で行うことが基本となっていますが、実態としては、いわゆる白地地域等においては明確な開発を抑制する仕組みがないため、将来的な土地利用に支障がないことを理由に緩やかに開発が行われ、結果的に市街地が拡大しているのが現状です。

都市づくりの方向が「拡大ありき」の時代にはこれでも良かったのですが、これまでとは違う方向に向かう都市づくりが求められる時代、高齢化に伴う担い手不足など農業を取り巻く環境も大きく変化している時代においては、市街地と農地や自然環境との共生、入り組みを問題意識することが必要と考えました。

そのため、生活者の視点になって、優良農地ではないにしても、農地や山林といった自然環境の創出・保全、及びそこで暮らす人々の豊かな住環境を創出・保全するという意味において、白地地域での土地利用コントロールを積極的に行っていくことは、規制強化というより積極的な誘導であると考えます。

また、より良い都市づくりを行うためには、しっかりとした計画を立て、これを実行していくことが必要不可欠です。従って、必要なところは規制強化という概念が発生しますが、問題は、地域住民がそれを必要と考えるかどうかであり、必要と考えるならば、それは規制強化というよりむしろ積極的な誘導で

あると言えます。
なお、一般的に、規制強化の硬直的な行政運用がより良い都市づくりを阻害してしまうから規制緩和を行うことになるわけで、規制緩和自体が目的ではありません。

Q20 里づくり計画と線引き都市計画(用途地域)との違いは何か

A これまでも、線引き都市計画や用途地域の指定により、一定の土地利用コントロールが図られてきましたが、市街化を完全にコントロールしたり、水や緑の環境を創出・保全しながら都市づくりを進めるという視点では十分ではありませんでした。
都市政策ビジョンでは、地域住民が新しい観点からの土地利用コントロールのルールを定め、そのルールによって開発行為の適否を判断していくことを提案するものであり、里づくり計画は、これまでの都市計画制度を補完する働きを担うものです。

Q21 大規模遊休地の利用促進に関し、遊休地が民有地の場合、利用促進策によって民有地の資産価値を高めることにならないか

A 暫定利用の形態によっては、結果的に資産価値を高めることも考えられます。利用されないことによって周辺環境に与える影響や、公的スペースとしての利用の誘導等を総合的に検討しなければならないことから、暫定利用ルールを明確化する中で支援のあり方を考えていく必要があると考えています。

Q22 大規模公共公益施設の立地コントロールでは、市町村の施設も県が決めるということになるのか

A 大規模な公共公益施設の立地は、周辺の土地利用や、その都市や地域の生活形態、交通処理などに大きな影響を与えます。安易に安い土地を求めて郊外

に移転することは、都市のまとまりと中心市街地の活性化、暮らしやすさなどを考えると、問題があります。

県としては、当面、県が設置する施設については、この観点での検討を加え、立地位置を決定していこうとするものです。この場合には、当然立地することとなる市町村の意見も聞きながら決めていくことになります。

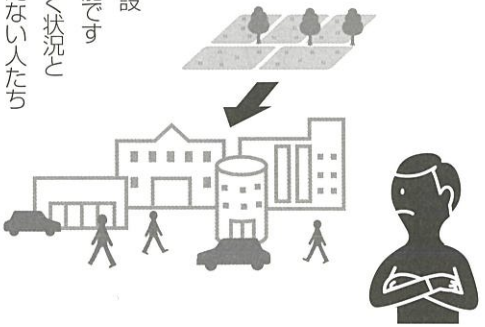
また、市町村の施設については、市町村が主体的に同じような観点で進めてもらうことを期待するところですが、道路など県の施設と関連する場合には、連携を図っていく必要があると考えます。

Q23 大規模商業施設は、市町村の総合計画や土地利用計画等によって市町村が独自に判断すべきではないか

A 大規模商業施設は、個々の市町村の区域を越えて商圏を形成することが多いため、1市町村だけでは、適正な判断ができないケースが生ずることが考えられます。

そのような場合は、「大規模商業施設立地委員会（仮称）」による立地への関与が必要となることもあると考えています。

なお、現在の大規模小売店舗立地法の枠内では、従来の商業調整につながるような大規模商業施設の立地コントロールは不可能ですが、大規模商業施設をとりまく状況としては、高齢者など車を使えない人たちの利便性確保、農地を転換して拡大する市街地の基盤整備や維持管理、競争原理による新たな立地と撤退を繰り返すことによる市街地の荒廃、車の集中による周辺環境問題や道路整備、など多くの課題を抱えていると考えています。



このため、従来の商業調整ではなく、都市の暮らし、都市の経営の観点から、都市構造に大きく影響する大規模商業施設の立地のあり方を考える必要があると問題提起しているものです。

◉検討組織

1 都市政策アドバイザー会議

学識経験者からなる会議で、都市政策の基本的な方向について提言を得るために設置

◉「都市政策アドバイザー会議」委員名簿

（会議座長）

蓑原　敬　都市計画プランナー（株式会社　蓑原計画事務所）

（委　員）

五十嵐由利子　新潟大学　教育人間科学部居住学研究室　教授
江村　隆三　財団法人　新潟経済社会リサーチセンター　理事長
大熊　孝　新潟大学　工学部建設学科環境計画講座　教授
樋口　忠彦　新潟大学　工学部建設学科建築学講座　教授
堀江　興　新潟工科大学　建築学科都市・防災講座　教授
横山　浩　長岡造形大学　環境デザイン学科　教授

（注）○敬称略、職名等は都市政策アドバイザー会議開催当時のもの

2 新潟県都市政策会議・幹事会

庁内関係課長からなる会議で、都市政策ビジョンの内容を検討するために設置。なお、本会議は、関係課の課長補佐又は副参事からなる「幹事会」を置く。

◉「新潟県都市政策会議」の設置要項

（設置）

第1条　大転換とも言える社会の動きの中で、都市の拡大速度の鈍化、地域間人口移動の減少、都市間の成長格差の拡大、中心市街地の空洞化等がみられる一方で、生活面においては、都市生活の広域化、環境問題への関心の高まり、住民の参加意識の向上等の変化が確実に進んでいます。

人口、産業が都市へ集中し、都市が拡大する「都市化社会」から、産業、文化等の都市活動が豊かに展開する成熟した「都市型社会」へ移行しつつある中で、これらの課題にも対処しながら、質の高い街づくりのための「都市の再構築」を推進すべき時期にきています。

また、地域固有の歴史・文化等を持った、各都市の個性を尊重し、その風格と魅力を増していくよう、長期的な視点に立った都市づくりを始めることも必要となっています。

このため、本県を日本海地域の交流拠点として、持続的な発展を可能とする魅力ある都市づくりを目指し、長期的、総合的視点に立った「新潟県都市政策ビジョン」策定するため、新潟県都市政策会議（以下「政策会議」と言う）を設置する。

（構成）

第2条　政策会議は、議長、副議長、委員により構成するものとし、それぞれ別表1に掲げる職にあるものをもって構成する。

2　政策会議の円滑な運営を図るため、政策会議に幹事会

を置く。

3　幹事会は、幹事長及び幹事により構成し、それぞれ別表1に掲げる職にあるもの、及び所属の担当補佐又は係長をもって構成する

4　議長は、必要があると認めるときは、政策会議委員又は幹事会の構成員を追加することが出来る。

（会議）

第3条　政策会議は、議長が召集し、主宰する。

2　議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。

3　議長が必要と認めるときは、政策会議に委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことが出来る。

4　幹事会は幹事長が召集し、主宰する。

5　幹事長が必要と認めるときは、幹事会に幹事以外のものの出席を求め、意見を聞くことが出来る。

（ワーキングスタッフ）

第4条　議長は、必要に応じ政策会議にワーキングスタッフを置くことが出来る。

（事務局）

第5条　政策会議の庶務は、土木部都市局都市政策課において処理する。

（その他）

第6条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則　（略）

（別表1）新潟県都市政策会議の構成員

○都市政策会議

議　長　土木部都市局長

副議長　土木部都市局都市政策課長

委　員　総合政策部：企画課長／市町村課長／地域政策課長／交通政策課長

県民生活：環境部・県民生活課長／環境企画課長

福祉保健部：福祉保健課長

産業労働部：商業振興課長

農林水産部：地域農政推進課長

農地部：農地計画課長

土木部：監理課長／道路建設課長

港湾空港局：振興課長

○幹事会関係課

幹事長　土木部都市局都市政策課長

幹　事　総務部：管財課

総合政策部：企画課／市町村課／市町村合併支援課／地域政策課／交通政策課

県民生活・環境部：県民生活課／環境企画課

福祉保健部：福祉保健課／高齢福祉保健課／障害福祉課

産業労働部：産業政策課／産業振興課／商業振興課

農林水産部：農業総務課／地域農政推進課

農地部：農地管理課／農地計画課

土木部：監理課／用地・土地利用課／道路建設課／都市政策課
港湾空港局：振興課／港湾課／空港課
病院局：業務課
教育庁：財務課
警察本部：総務課／交通規制課／生活安全企画課

3 ワーキング会議

事務レベルでの議論を行う場として様々なワーキング会議を開催。庁内においては、関係課の担当者で構成した会議を設置。また、新潟、長岡、上越、柏崎の各地域で、市町村職員、地域機関職員からなる会議を設置した。

◉主な検討経緯

■平成12年
10月～11月17日　実態調査
12月25日　第1回新潟県都市政策会議
10月13日　都市政策シンポジウム
12月21日　第2回都市政策アドバイザー会議

■平成14年
1月31日　第3回都市政策アドバイザー会議
3月19日　第4回都市政策アドバイザー会議
5月23日　第2回新潟県都市政策会議
7月12日～8月9日　パブリックコメント（県民意見提出手続）、市町村への意見照会
「21世紀新潟県都市政策ビジョン（草案）」

■平成15年
1月23日　第5回都市政策アドバイザー会議
2月12日～3月3日　パブリックコメント（県民意見提出手続）、市町村への意見照会
「21世紀新潟県都市政策ビジョン（原案）」
3月18日　第6回都市政策アドバイザー会議
7月28日　第3回新潟県都市政策会議

■平成13年
2月20日　第1回都市政策アドバイザー会議

なお、上記以外にも新潟都市政策会議幹事会を8回、庁内、及び新潟、長岡、上越、柏崎の4圏域で市町村職員や地域機関職員とともにワーキング会議を延べ25回開催した。

◉出典一覧

【事 例】

P33 ●都岐沙羅の元気づくり
（里創プラン基本計画要約版）
新潟県総合政策部地域政策課ほか

P53 ●「歩いて暮らせる街づくり」に関する実現化手法検討調査（とりまとめ調査）報告書
国土交通省 都市・地域整備局〈2002年発行〉

P88 ●市街地整備研究会第二次中間とりまとめ
市街地整備研究会〈国土交通省・2002年発行〉

P96 ●「人と自然の共生ゾーンの指定等に関する条例」
神戸市〈1996年発行〉

P98 ●湯布院町ＨＰ

P102 ●ひろめ市場HP

P106 ●徳島県徳島市商工労政課資料 徳島県徳島市

P114 ●「雪のまち みらい館」リーフレット
新潟県安塚町

P118 ●京都市HP「京都情報館」 京都市

P120 ●大型店とドイツのまちづくり
阿部成治〈学芸出版社・2001年発行〉

P122 ●建設白書 平成9年版
〈旧建設省・1997年発行〉

P124 ●中心市街地活性化のポイント
日本政策投資銀行地域企画チーム
〈ぎょうせい・2001年発行〉

P130 ●新潟県土木部都市局都市政策課資料
●新潟県HP
●にいがたなじらねっと
（「新潟の美しい町屋をどう生かす」）

P133 ●金沢市HP

P135 ●新潟県土木部都市局建築住宅課資料

P151 ●幕張アーバニスト9号
千葉県企業庁地域整備部幕張新都心課
●千葉県企業庁地域整備部幕張新都心課資料

P155 ●新潟駅周辺整備HP
新潟県土木部都市局都市政策課・新潟市都市整備局

P156 ●海上保安庁第九管区海洋情報部HP
●朱鷺メッセHP
●新潟県港湾空港局空港課資料

P157 ●黒部市観光協会HP
●黒部市国際文化センターコラーレ公式HP

P160 ●大屋根：新潟県立こども自然王国HP
●高柳町地域振興課資料

【写 真】

P9 ●新潟県の都市計画
新潟県土木部都市局都市政策課

P10 ●新潟東港整備事業計画
新潟県〈1974年発行〉

P14 ●新潟市

P16 ●長岡の都市計画2002
長岡市都市整備部都市政策課〈2002年発行〉

P19 ●新潟県の区画整理
新潟県土木部都市局都市整備課〈2002年発行〉
●新潟県の都市計画
新潟県土木部都市局都市政策課〈2001年発行〉

P21 ●新潟県HP
●新潟県の都市計画
新潟県土木部都市局都市政策課〈2001年発行〉

P81 ●新潟県土木部都市局都市政策課資料
●富山県HP
●サンロフトＨＰ
（フォトギャラリーLRTのある風景）
●「歩いて暮らせる街づくり」の手引き
国土交通省〈2002年発行〉
●松竹電鉄ＨＰ（個人ＨＰ）

P82 ●長岡科学技術大学都市計画研究室HP
●WHAT CAN I DO?（個人ＨＰ）
●トムハウスHP
●千葉県企業庁地域整備部幕張新都心課資料
●団地百景HP（個人ＨＰ）
●集合住宅博物館HP（集合住宅研究委員会）
●建設白書2000
建設省編〈ぎょうせい・2000年発行〉

P87 ●都市計画設計研究所資料
●門司港レトロ倶楽部HP
●新潟県土木部都市局建築住宅課資料
●宮城県仙台第二高等学校同窓会HP
●徳島県徳島市商工労政課資料
●中心市街地活性化のすすめ2001年度版
中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会〈2001年発行〉
●真鶴町HP
●環境事業団ＨＰ
●中心市街地活性化のすすめ 2000年度版
中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会
〈2000年発行〉

P94 ●新潟県土木部都市局都市政策課資料

P148 ●にいがたなじらねっと
（「発見！新潟島 西堀通り寺めぐり」）
●出雲崎町資料
●新潟県HP

※HP＝ホームページ
※ホームページから取得した資料はホームページの更新や廃止等に伴い、現在すでに閲覧できないもの、今後閲覧が不可能になる場合もあります。

21世紀新潟県都市政策ビジョン【全体編】
新しい時代の都市づくりに向けて

印刷・発行／平成15年12月
発　行　者／新潟県
〒950－0965 新潟市新光町4番地1
新潟県土木部都市局 都市政策課
TEL 025－280－5428
FAX 025－285－0624

印刷・デザイン／株式会社 博進堂

平成15年12月
新　潟　県